

沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱

平成31年3月27日 府政沖第64号
改正 令和元年6月28日 府政沖第39号
改正 令和2年12月25日 府政沖第297号
改正 令和5年3月30日 府政沖第101号

(通則)

第1条 沖縄振興特定事業推進費民間補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等（公共性の高い事業等に限る。）の実施に要する経費に充てるため、国が民間事業者に対して、補助金を交付することにより、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象者は、民間事業者とする。

(補助金の交付の対象、経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業等（以下「補助対象事業等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、前年度からの継続事業等に係る補助対象事業等は、第2号に該当するものとする。

(1) 沖縄県内の市町村長が次のいずれにも該当するものとして認定したもの

ア 沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因するもの

イ 市町村と密接に連携する民間事業者が実施する沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等であって、公共の利益に資するもの

ただし、次に掲げる事業等は、原則として、認定することはできないが、沖縄の振興にとって必要不可欠である等の特段の事情が認められる場合には、この限りでない。

ア 保証金及び出捐金

イ 個人・法人の負担に充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務（現金給付を含む。）

ウ 基金の造成費

エ 別途国の負担又は補助を得て実施することができる事業

(2) 他の市町村に手法の横展開が図られると認められる事業等又は他の市町村に効果が及ぶと認められる事業等

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業等に要する費用のうち民間事業者が負担する費用とする。

3 補助率は、10分の8以内とする。

4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 民間事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号の交付申請書、別記様式第2号の認定証明書及び添付書類を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 大臣は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助対象事業等が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、民間事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 前条の規定による申請書が内閣府に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 民間事業者は、補助対象事業等の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第3号の変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合にはこの限りでない。

ア 事業間の経費におけるいずれか低い方の額の1割以内の変更

イ 区分間の経費におけるいずれか低い方の額の2割以内の配分の変更

(2) 民間事業者は、補助対象事業等を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第4号の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。

(3) 民間事業者は、補助対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第5号の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けること。

(産業財産権に関する届出)

第8条 民間事業者は、補助対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第6号の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 民間事業者は、適正化法第9条第1項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別

記様式第7号の交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 民間事業者は、適正化法第12条の規定に基づき大臣が報告を求めたときは、別記様式第8号の遂行状況報告書を大臣に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 民間事業者は、補助対象事業等が完了したとき若しくは補助対象事業等の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、適正化法第14条前段の規定に基づき別記様式第9号の実績報告書及び添付書類を大臣に提出しなければならない。

2 民間事業者は、補助対象事業等が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を大臣に提出しなければならない。

3 民間事業者は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条各号の規定に基づく承認等をした場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間事業者に通知するものとする。

2 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、第7条第2号の補助対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容(第7条第1号又は第3号の規定に基づく承認等をした場合は、その内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第

3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 民間事業者は、第12条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第10号の報告書により大臣に速やかに報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

- 第15条 民間事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第11号の概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)に提出しなければならない。
- 2 民間事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第12号の精算払請求書を会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第16条 民間事業者は、補助対象経費(補助対象事業等の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。)により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助対象事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 民間事業者は、取得財産等について別記様式第13号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 民間事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第14号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第17条 民間事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助対象事業等の完了後においても大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 民間事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第15号の財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

- 第18条 民間事業者は、補助対象事業等実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第16号の収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 民間事業者は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納入しなければならない。
 - 3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第19条 民間事業者は、補助対象事業等に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(事業等の事後評価)

第20条 民間事業者は、補助対象事業等の成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について評価を行い、大臣に報告するものとする。

2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、民間事業者に対し必要な助言をし、改善を求めることができる。

(認定市町村長への通知)

第21条 大臣は、次の各号に掲げる権限を行ったときは、第4条の規定に基づき認定した市町村長（以下「認定市町村長」という。）にその旨を通知するものとする。

(1) 第7条第1号若しくは第2号又は第17条第1項の規定による承認をすること。

(2) 第7条第3号の規定により指示をすること。

2 大臣は、第8条から第10条まで又は第11条第1項若しくは第2項の規定による書類の提出を受けたときは、認定市町村長にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第22条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本及び副本各1部）とする。

ただし、別記様式第11号の概算払請求書及び別記様式第12号の精算払請求書は1部（正本）とする。

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

第1条 本要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から適用する。

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付申請書

年度において、〇〇事業を下記のとおり実施したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための事業等（公共性の高い事業等に限る。）の実施により、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図る。

2 交付申請金額

交付申請金額（千円）

3 補助対象事業の開始（予定）日

年 月 日

4 補助対象事業の完了予定日

年 月 日

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 補助対象事業等についての内容、積算にかかる資料を添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

市 町 村 長
氏 名

認定証明書

下記の事業等について、沖縄振興特定事業推進費民間事業費補助金交付要綱第4条第1号に該当するものとして認定したことを証明します。

記

法人にあつては名称 及び代表者の氏名	
補助対象事業等の名称	
補助対象事業等の実施年度	
認定年月日	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 民間事業者に交付した認定書を添付すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、
下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 3 新旧対照表を添付すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、
下記のとおり事故があつたので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金産業財産権届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 種類（番号及び産業財産権の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

年 月 日着手
年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- (1) 補助対象経費収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 補助対象事業等の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第10号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第12条第1項による額の確定額）円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.）円

- （備考） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第 1 1 号

番 号
年 月 日

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

別記様式第 1 2 号

番 号
年 月 日

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第13号

取得財産等管理台帳（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
計									

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 3 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 4 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第14号

取得財産等明細表（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考
計									

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 3 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 4 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第15号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第16号

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

年度沖縄振興特定事業推進費民間補助金収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、沖縄振興特定事業推進費民間補助金交付要綱第18条第1項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の確定額及びその通知日

円 年 月 日 第 号

2. 報告期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 収益状況 (別 紙)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(別紙)

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称又は 財産分配の概要	収益額	算出根拠